

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年10月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600248号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600184号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月25日の標準賞与額を8万円、平成21年7月24日及び平成21年12月25日の標準賞与額を7万円、平成22年8月25日の標準賞与額を6万円に訂正することが必要である。

平成20年12月25日、平成21年7月24日、平成21年12月25日及び平成22年8月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月25日、平成21年7月24日、平成21年12月25日及び平成22年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年12月
② 平成21年7月
③ 平成21年12月
④ 平成22年8月

私は、A社から請求期間に賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、金融機関から提出された請求者に係る通常貯金預払状況調査書、A社の元事業主から提出された貸金台帳及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、同社から請求期間①は8万円、請求期間②及び請求期間③は7万円、請求期間④は6万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の通常貯金預払状況調書により、請求期間①は平成 20 年 12 月 25 日、請求期間②は平成 21 年 7 月 24 日、請求期間③は平成 21 年 12 月 25 日、請求期間④は平成 22 年 8 月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているものの、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該届を年金事務所に対し提出していることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600305号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600185号

第1 結論

請求者のA社における平成22年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成22年4月から同年8月までの標準報酬月額については、22万円から34万円に訂正することが必要である。

平成22年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年4月1日から同年9月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年4月1日から同年9月1日まで
請求期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と違うので、正しく訂正し、年金額に反映する記録にしてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると22万円と記録されているが、請求者から提出された給与明細書及びA社から提出された請求期間に係る賃金台帳並びに日本年金機構B事務センターの回答(以下、併せて「給与明細書等」という。)により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(34万円)は上述のオンライン記録の標準報酬月額を超えており、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額と異なる標準報酬月額(38万円)に見合う厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書等により確認できる資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額から34万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成22年4月から同年8月までの期間について、請求者の資格取得時の報酬月額を22万円とした厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出し、標準報酬月額22万円に見合う厚生年金保険料を納付した旨を認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年4月から同年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600258号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600186号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月24日の標準賞与額を13万5,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和62年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

A社から平成21年7月に賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、請求者の請求期間に13万5,000円の賞与を支払い、当該賞与から厚生年金保険料を控除していた旨の回答及び陳述をしているところ、請求者から提出された預金通帳及び同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、当該期間に13万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与の支払年月日については、上述の預金通帳に記載された賞与の振込日及び同僚のオンライン記録により、平成21年7月24日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期

間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600273 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600187 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 19 年 7 月 17 日の標準賞与額を 25 万 5,000 円、平成 19 年 12 月 17 日の標準賞与額を 35 万円、平成 20 年 7 月 17 日の標準賞与額を 60 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 7 月 17 日、平成 19 年 12 月 17 日及び平成 20 年 7 月 17 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 7 月 17 日、平成 19 年 12 月 17 日及び平成 20 年 7 月 17 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 7 月
② 平成 19 年 12 月
③ 平成 20 年 7 月

請求期間について、A 社から賞与が支払われたが、賞与の記録がないので、年金額に反映される記録として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与明細書、事業所から提出された賞与一覧表 (個人別) 及び金融機関から提出されたお取引明細表から、請求者は、請求期間①は 25 万 5,000 円、請求期間②は 35 万円、請求期間③は 60 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述のお取引明細表から、請求期間①は平成 19 年 7 月 17 日、請求期間②は平成 19 年 12 月 17 日、請求期間③は平成 20 年 7 月 17 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与

支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600019 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1600188 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 7 月 25 日の標準賞与額を 2 万円、平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額を 10 万円、平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額を 5 万円、平成 18 年 7 月 25 日の標準賞与額を 8 万円、平成 18 年 12 月 25 日の標準賞与額を 10 万円、平成 19 年 7 月 25 日及び平成 19 年 12 月 25 日の標準賞与額を 25 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 25 日、平成 15 年 12 月 25 日、平成 16 年 12 月 24 日、平成 18 年 7 月 25 日、平成 18 年 12 月 25 日、平成 19 年 7 月 25 日及び平成 19 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 25 日、平成 15 年 12 月 25 日、平成 16 年 12 月 24 日、平成 18 年 7 月 25 日、平成 18 年 12 月 25 日、平成 19 年 7 月 25 日及び平成 19 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 28 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 12 月
④ 平成 18 年 7 月
⑤ 平成 18 年 12 月
⑥ 平成 19 年 7 月
⑦ 平成 19 年 12 月

請求期間について、A 社から賞与が支払われていたにもかかわらず賞与の記録がない。記録を訂正して、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、金融機関から提出された請求者に係る取引履歴調査結果(流

動性預金)、複数の同僚から提出された給与支給明細書及び事業主の回答並びに B町から提出された平成 20 年度町・県民税課税台帳により、請求者は、当該期間において、A社から請求期間①は 2 万円、請求期間②は 10 万円、請求期間③は 5 万円、請求期間④は 8 万円、請求期間⑤は 10 万円、請求期間⑥及び請求期間⑦は 25 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の取引履歴調査結果(流動性預金)及び事業主の回答から判断して、請求期間①は平成 15 年 7 月 25 日、請求期間②は平成 15 年 12 月 25 日、請求期間③は平成 16 年 12 月 24 日、請求期間④は平成 18 年 7 月 25 日、請求期間⑤は平成 18 年 12 月 25 日、請求期間⑥は平成 19 年 7 月 25 日、請求期間⑦は平成 19 年 12 月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 7 月 25 日、平成 15 年 12 月 25 日、平成 16 年 12 月 24 日、平成 18 年 7 月 25 日、平成 18 年 12 月 25 日、平成 19 年 7 月 25 日及び平成 19 年 12 月 25 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。